

指定医療機関指定申請書（新規）

保険医療機関等	区分 (該当するものに○)	1 病院 2 診療所 3 薬局	
	(フリガナ) 名称	○○法人○○会 ○○○○病院	
	所在地	〒371-8570 群馬県○○市○○町△丁目△番△号	
<div style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"> <b>病院・診療所：1を記載</b>  <b>薬局：4を記載</b>  <b>訪問看護：6を記載</b> </div>	電話番号	△△△-△△△-△△△△	
	コード※1	1	0 △ △ △ △ △ △ △ △
開設者 (代表者)	住所	群馬県○○市○○町△丁目△番△号	
	氏名	○○ ○○	
	職名又は名称	院長	
標榜している診療科名 (病院・診療所のための記載)	○○○○科		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <b>関東信越厚生局等から指定された7桁の医療機関コードを記載。申請中等でわからない場合は空欄のまま。医療機関コードが指定され次第、連絡してください。</b> </div>
役員の職名および氏名 ※2	職名	氏名	
	院長	○○ ○○	
	看護師	○○ ○○	
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定の申請をします。 なお、申請にあたり、同条第2項各号の規定（裏面参照）のいずれにも該当しないことを誓約します。			
令和○○年○○月○○日			
群馬県知事 あて			
開設者・事業所代表者 住所 群馬県○○市○○町△丁目△番△号 (法人については所在地) 氏名 ○○法人○○会 ○○○○病院 院長 ○○ ○○ (法人については名称及び代表者氏名)			
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>押印は不要です</b> </div>			

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。（一番左の3桁は、医療機関：101、薬局：104、訪問看護事業所：106を記入してください。）

※2 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

【誓約項目】

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

- 第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれか又は第1号と2号の規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 1 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 2 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 3 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 4 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、この法律で定めるものの規定による申請がなされる日（第1号と2号の規定による申請がなされる日）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。